

和光市広沢複合施設整備・運営事業における
幼保連携型認定こども園整備・運営事業者の公募に
係る審査結果報告書

令和元年12月4日

和光市広沢複合施設整備・運営事業における
幼保連携型認定こども園整備・運営事業者選定委員会

1 経緯

本整備事業は、待機児童の解消とともに市内の潜在的な教育ニーズにも対応するため、広沢地区を新たな拠点とする和光市広沢複合施設基本計画に併せて、第2期和光市子ども子育て支援事業計画に位置付けて推進するものとしています。

これらの計画等に基づき、中央エリアにおける教育・保育サービスの基盤整備を円滑に行うため、和光市子ども子育て支援会議における議論を経て、広沢複合施設整備・運営事業のうち幼保連携型認定こども園の整備・運営事業者を公募により実施いたしました。

公募の結果、3事業者から、公募申請書の提出を受けましたが、1事業者から辞退の申し出を受けたことから、2事業者による選定委員会を開催いたしました。当委員会では、申請者としての適格性、事業提案の内容等について公開ヒアリング等による審査を行い、整備運営事業者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 公募した整備事業の概要

(1) 整備する施設の種類

幼保連携型認定こども園（1, 2, 3号定員合計100名程度うち2, 3号定員90名以上）

(2) 整備エリア

広沢複合施設整備・運営事業における南エリア市有地の一部を貸付により実施
和光市広沢1番5号（広沢2660—4、—5の各一部）約2, 083㎡

(3) 開設予定日

令和3年4月1日

(4) 事業者の範囲

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

3 選定委員会委員（和光市広沢複合施設整備・運営事業における幼保連携型認定こども園整備・運営事業者選定委員会設置要綱）

職名	氏名	所属（要綱の委員区分）
委員長	大野 久芳	子どもあんしん部長（第2条第2項）
委員	大野 孝治	保健福祉部長（第2条第3項第1号）
〃	木村 暢宏	建設部長（第2条第3項第2号）
〃	中野 陽介	保育サポート課長（第2条第3項第3号）
〃	平川 京子	保育施設課長（第2条第3項第4号）
〃	白川 将実	資産戦略課長（第2条第3項第5号）
〃	竹若 千恵	みなみ保育園園長（第2条第3項第6号・市内の保育園の園長の職にある者）
〃	小川 晶	植草学園大学発達教育学部発達支援教育学科准教授（第2条第3項第7号・保育及び保育事業に関する専門的な知識経験を有する者）

4 選定の経過

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 公募要領の配布 | 8月30日(金)～10月25日(金) |
| (2) 申請書の提出期限 | 10月25日(金) |
| (3) 選定委員会及び公開ヒアリング | 11月29日(金) |

5 申請事業者及び事業提案の内容

1	事業者	社会福祉法人光輪会 理事長 喜多濃 定人 (所在地：埼玉県所沢市三ヶ島3-1476-1)
	内容	2・3号定員 92名 0歳児 6名、1歳児 8名、2歳児12名、3歳児22名、 4歳児22名、5歳児22名 建築面積 840.11㎡ 延床面積 1,042.01㎡ 園庭面積 533.31㎡
2	事業者	直美&康郎コーポレーション株式会社 (仮称)社会福祉法人笑いと未来の絆 代表取締役 大橋 直美 (所在地：東京都清瀬市下清戸1-264-21)
	内容	2・3号定員 90名 0歳児 6名、1歳児 9名、2歳児 9名、3歳児22名、 4歳児22名、5歳児22名 建築面積 619.3㎡ 延床面積 1,066.40㎡ 園庭面積 429.70㎡

※1号を含めた定員の最終的な設定は、市及び県との協議による。

6 選定にあたっての考え方

当委員会における選定は、各委員が申請事業者の提案内容等を100点満点で採点し、委員8名の評価点の平均点70点を選定基準点に設定しました。この選定基準点を超えたときに、当該事業者を認定こども園の整備運営事業者として選定することとし、公募申請書に記載された事業計画等の内容に加え、公開ヒアリングにおける事業者の提案内容の説明及び質疑応答により、総合的に評価を行いました。

< 評価項目及び配点 >

① 応募の動機・運営方針等(20点)

項 目	配点
(1) 施設の設置・運営に対する理念、基本方針	10点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5点
(3) 実績や経験など	5点

② 経営基盤の安定性、資金計画、設計の考え方（20点）

項	目	配点
(1)	施設整備等	10点
(2)	資金計画	10点

③ 提供するサービス・質及び事業展開の確実性（40点）

項	目	配点
(1)	提案事業	10点
(2)	教育・保育計画及び給食対応	10点
(3)	安全対策、危機管理体制など	5点
(4)	虐待への対応	3点
(5)	苦情対応	3点
(6)	保護者との連絡	3点
(7)	人材育成	3点
(8)	個人情報保護	3点

④ 適正性（10点）

項	目	配点
(1)	管理運営体制など	10点

⑤ 事業参入に対する熱意等（10点）

項	目	配点
(1)	総合的な事項について	10点

合計 100点

7 選定委員会の審査結果及び意見

(1) 審査結果

認定こども園整備・運営事業者

社会福祉法人光輪会 理事長 喜多濃 定人

評価点 75.50点

(2) 選定理由

当委員会では、2事業者から提出された公募申請書、公開ヒアリングにおけるプレゼンテーション及び委員との質疑応答により、総合的に評価し、審査した結果、社会福祉法人光輪会の提案が、市の子ども子育て施策における基本理念を踏まえながら、教育・保育を一体的に提供するサービスの内容と質、事業展開の確実性の面で他方の申請事業者を上回る優位性が認められたことから選定に至りました。

しかしながら、市内における教育・保育施策の役割が今後、更に求められることを踏

まえ、当該事業者がその一翼を担う役割も期待されることから、以下の2点を付すべき条件といたしました。

- ・障害児保育について、広沢複合施設内における発達支援センター、保健センター等との連携その他、広沢地区が有する特色の活用を求めること。また、市が目指すインクルーシブな保育の推進を踏まえ、将来的には医療的ケア児を含めた障害児保育の対応を視野に質の向上に努めることを求めること。

- ・市の教育・保育の方針に基づく0～1歳児保育の実践を踏まえ、方針の理解を深めるとともに各種研修及び会議に参加することを求めること。

また、この附言事項の実行性の確認のため、市は継続したフォローを取ること。

以 上